

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税局長、税務署長又は税関長が身分証明書を交付しなければならない者の範囲に、滞納処分に関する調査に係る提示又は提出の要求等をする徴収職員を加えることとする。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和6年1月1日から施行することとする。(附則関係)